総会議事録（第１回）

１　開催日時　令和２年４月２７日（月）１４時～
２　開催場所　大会議室
３　出席委員（２３名）
　〇農業委員（１８名）
　　会　　長　　１１番　田添　利弘
　　１番　佐古　和博　　２番　浅井　和巳　　３番　山口　明美　　４番　渡邉　隆弘
　　５番　田川　康浩　　６番　山口　光則　　７番　江﨑　修一　　８番　吉﨑　邦幸
　　９番　朝長　洋子　１０番　松下　善光　１２番　髙見　健　　１３番　久保　一誠
　　１５番　寺坂　哲郎　１６番　川本　康代　１７番　山田　武人　１８番　山口　和夫
　　１９番　岩﨑　真吉

　〇農地利用最適化推進委員（５名）１４名については出席要請せず
　　１３番　上野祐太郎　１４番　森　　良広　１５番　野田　善則　１６番　鳥越　優
　　１９番　畠田　義博

４　欠席委員
　〇農業委員　　なし
　〇農地利用最適化推進委員　なし

５　議　　題　報告第１号　農地法第１８条第６項（合意解約）の規定による通知報告の件
　　報告第２号　農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の件
　　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の件
　　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の件
　　第４号議案　非農地通知申出書による非農地通知の件
　　第５号議案　農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
　　第６号議案　農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
　　報告第３号　農地法第５条の規定による許可処分の取消願の件

６　事 務 局　局長　平地　俊夫
　　課長補佐　西浦　公治
　　職員　川原　進太郎　　梶原　良太

１　開会
〇事務局長
　ただいまから「令和２年度第１回農業委員会定例総会」を開会いたします。

２　会長挨拶

３　議事録署名人指名
〇会長
　それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

〇事務局長
　本日の出席委員は、定足数に達しております。

〇会長
　次に、本日の議事録署名人を、２番農業委員、１８番農業委員にお願いします。

５　議事
〇議長
　１ページ、報告第１号「農地法第１８条第６項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。
　事務局から報告をお願いします。

〇事務局
　報告第１号、１番松原　松原１丁目の農地、地目　畑、合計面積２，６５４㎡です。
　賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。ほかの案件との関連は、当該議案の中で説明します。

〇議長
　それでは次に、２ページ、報告第２号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

〇事務局
　報告第２号、１番鈴田　陰平町の農地、地目　畑、面積２，４６１㎡です。
　賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。ほかの案件との関連は、当該議案の中で説明します。

　次に２番萱瀬　中岳町の農地、地目　田、面積６４４㎡です。
　賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

〇議長
　ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

＜　なし　＞

〇議長
　それでは次に、３ページ、第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請の件」を議題とします。１番竹松、事務局から報告をお願いします。

〇事務局
　第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請の件」
　１番竹松　黒丸町の農地、地目　畑、面積５２０㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。
　本件は、この後の第３号議案　５条申請１番竹松に関するもので、譲渡した農地の代替地として取得するものであります。
　なお、譲受人は、自作地　１８，０８３㎡で農業経営を行っています。
　誓約書によると、トウモロコシと人参を栽培する計画で、毎年反当り４．４トンの収穫見込みとなっています。

〇議長
　それでは、１番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員
　これは事務局が言われたように、〇〇さんの代替地です。第３号議案５条１番で、もっと手前の方に広く売却するようになっているんですけども、ここは３号議案の５条１番ですね、ここを売るようになってた代替地として購入するということです。別に、問題はないと思います。また、隣接地付近も何も問題がないということでした。よろしくお願いいたします。

〇議長
　１番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

＜　なし　＞

〇議長
　異議なしということで、１番竹松は許可することとします。
　続いて４ページ第２号議案、「農地法第４条の規定による許可申請の件」を議題とします。
　１番竹松、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　第２号議案、「農地法第４条の規定による許可申請の件」
　１番竹松、宮小路１丁目の農地、地目　畑、面積３０１㎡、申請者は記載のとおりです。
　本件は、申請者が高齢となり、今後耕作を続けていくことが困難であるため、申請地に借

家を建設し、住民に提供することで利益を得たいとするものです。
　場所は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　建設計画は、平家建ての貸家を１棟、駐車場２台分となっています。
　被害防除計画では、盛土１m、擁壁を設け、隣接農地から１．４m以上離して建設するとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。
　周辺には北と西に農地があります。
　資金については、貯金通帳及び貯金証書の写しを確認しています。

〇議長
　それでは、１番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員
　この案件は、先月手前の北側について転用したところで、その奥です。これも先月同様、問題がないかと見て参りました。西側に農地は残っていますがちょっと道を隔てた農地ですので、問題ないかと思って見て参りました。皆さん、ご審議をお願いします。

〇議長
　１番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

　＜　なし　＞

〇議長
　異議なしということで、１番竹松は許可相当とします。
　続いて、２番福重、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　２番福重、今富町の農地、地目　田　現況　畑、面積　538㎡、申請者は、記載のとおりです。
　本件は、現在農地となっているところに集荷搬入用倉庫、集荷搬入用トラック乗り入れ地、来客用駐車場として利用するものです。
　場所は、農振内農用地外の第１種農地ではありますが、農地法で規定されている農地の転用の不許可の例外「農業用施設等」に該当するため、許可は可能となっています。また、駐車場の一部は既に２００㎡未満で許可不要の農業用施設届出が提出されています。
　建設計画は、集荷搬入用のビニールハウスを１棟、駐車場６台分となっています。
　被害防除計画では、土の切り盛りは行わず現状のまま利用となっており、コンクリート舗装、砂利敷きにより整地するとなっています。また、ハウスは周囲の農地から距離を取り建設するとなっています。雨水排水は水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。

周辺には東と南に農地があります。
資金については、貯金通帳及び貯金証書の写しを確認しています。

○議長
それでは、２番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員
ここは、転用理由にあるように、自己所有農地を駐車場にするということでございます。隣接地に農地があるということでございますけども、ここは若干離れておりますので、隣接する農地はございません。特別問題はないのではないかというふうに判断をしておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長
２番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

＜　なし　＞

○議長
異議なしということで、２番福重は許可相当とします。
続いて、５ページ第３号議案、「農地法第５条の規定による許可申請の件」を議題とします。１番竹松、事務局から説明願います。

○事務局
第３号議案「農地法第５条の規定による許可申請の件」
１番竹松　黒丸町の農地、地目　田と畑　現況は全て畑、合計面積　５，５５６㎡、併用地を併せた全体面積は５，７１６．０４㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。
譲渡人のうちひとりは、この件で譲渡する農地の代替地として、３ページ第１号議案１番竹松で農地を取得されています。
本件は、宅地１９区画と道路を建設するものです。
場所は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、盛土０．３５m、切土０.１５m、擁壁を設け、建物は隣接農地から極力距離を取って配置計画するとなっています。雨水排水は既存の水路に放流、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺は東と南に農地があります。
資金については、融資予定証明書を確認しており、譲受人については宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長
それでは、１番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員
　ここは、川が西側に流れていて、その横は分譲住宅ですね。それと公衆用道路と上の方にありますけども、そこは分譲住宅で家が全部建っております。それで、ここは田はなくて、畑ばっかりだったんですけども、周辺の畑の所有者の方に聞きましたら別に何も問題はないということでした。雨水とか水路は、結構大きい川が西側に流れていますので、それから、汚水に関しては、公衆用の公共の汚水が通っておりますので、そっちに流し込むということです。何も問題がないと思って見て参りました。よろしくお願いします。

〇議長
　１番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

　　＜　なし　＞

〇議長
　異議なしということで、１番竹松は、許可相当とします。
　続いて、２番竹松、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　２番竹松　富の原２丁目の農地、地目　畑、合計面積　１，９５８㎡、併用地を併せた全体面積は１，９６１．３６㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。
　本件は、宅地１０区画と道路を建設するものです。
　場所は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、盛土１．２m、擁壁を設け、建物は隣接地から距離を取って建築するとなっています。雨水排水は既存の水路に接続放流、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。
　周辺は北に農地があります。
　資金については、融資予定証明書を確認しており、譲受人については宅地建物取引業者免許証を所持しています。

〇議長
　それでは、２番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員
　今説明があった通りです。東、西は宅地になっておりました。北側に一部農地がありますけれども、しかし、手前南側の市道に汚水管とか流し込むということで、なんら北側の農地に対しては、雨水等は問題ないかと見て参りました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

〇議長
　２番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

＜　なし　＞

○議長
異議なしということで、２番竹松は、許可相当とします。
続いて３番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局
３番竹松　富の原２丁目の農地、地目　畑、合計面積　２，００１㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。
本件は、譲受人が、木材倉庫建設と原木置場とするものです。
場所は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、盛土０．８５m、擁壁を設けるとなっています。周辺に農地はありません。雨水排水は既存水路に接続放流、汚水は公共下水道に接続となっています。
資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長
それでは、３番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員
ここは海岸べたのところの畑でありまして、周りは畑も何も農地もありませんし、何ら問題ないかと思って参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長
３番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

＜　なし　＞

○議長
異議なしということで、３番竹松は、許可相当とします。
続いて４番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局
４番福重　沖田町の農地、地目　田、合計面積　９３９㎡、併用地を併せた全体面積は１，０１４．９９㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。
本件は、分譲宅地３区画と道路を建設するものです。
場所は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、盛土０．１５m～０．４m、擁壁を設け、建物は隣接農地から極力距離を取って配置計画するとなっています。雨水排水は既存の水路に接続放流、汚水、生活雑

排水は公共下水道に接続となっています。
　周辺は東と西に農地があります。
　資金については、預金残高証明書を確認しており、譲受人については宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長
　それでは、４番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員
　事務局が今説明してくださいましたけど、私の家の近所でございまして、今申請してある南の方はですね、もう３年ぐらい前だったかな、宅地分譲されまして、家がどんどんできてきました。今度のところは３区画できるような計画でございます。隣にビニールハウスがありますけども、そのハウスは耕作されておられないし、北側に道を隔てて田んぼがありますけど、影響はないんじゃないかと皆で判断して参りました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長
　４番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

　＜　なし　＞

○議長
　異議なしということで、４番福重は、許可相当とします。
　次に６ページ、第４号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。１番、事務局から説明をお願いします。

○事務局
　第４号議案、１番鈴田、大里町の農地、地目　畑、現況　原野、面積８０９㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、原野化しております。
　場所は、農振内農用地です。
　農用地について非農地判断を行う際には、農業委員会から、農振担当部局へ事前に調整を行う必要があります。今回の分については農林水産振興課に農振農用地域内への残置の有無を事前に照会したところ、農用地としての利用が見込めないため、農用地への残置をしないとの回答を得ております。この後、農業委員会が申出人に非農地通知を発出する際には、今回の土地は農振農用地域内の農地であることと、開発行為を行う場合は必ず大村市に相談することを明記することとします。
　また、今年度は５年に１回の農振内農用地の一斉見直しの年となっており、この件については農用地から除外される予定となっています。

〇議長
それでは、１番について、鈴田地区農業委員、補足説明をお願いします。

〇委員
　先ほど事務局から説明があった通り、何年も前から手が入っておらず、竹林が、原野化しておりまして、現状復帰はもうほぼ無理だろうと判断して参りました。皆さんよろしくお願いします。

〇議長
　１番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

　　＜　なし　＞

〇議長
　異議なしということで、１番鈴田は、非農地と判断し、これを通知することとします。
　続いて、７ページ、第５号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。
　事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　第５号議案、１番鈴田　大里町の農地、地目　畑、合計面積１，６２３㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。
　申込者はみかんの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

　次に２番鈴田　岩松町の農地、地目　田と畑、合計面積　９，５８３㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。
　申込者は水稲、野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

　次に３番竹松　鬼橋町の農地、地目　田、合計面積１，３５６㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。
　申込者は水稲の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

　次に４番松原　野岳町の農地、地目　田、合計面積７７０㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。
　申込者は水稲の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

　次に５番松原　松原１丁目の農地、地目　畑、合計面積２，６５４㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。
　１ページ報告第１号　１番で説明した双方による合意解約されたところを引き継がれる予

定です。
　申込者は新規就農希望者で、県央振興局農林部大村・東彼地域普及課から事前に営農計画などの確認指導を受けており、営農される予定です。アスパラガス、玉ねぎなどの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。
　新規就農者の下限面積要件は農振地域で２反ですが、合計面積２，６５４㎡と要件を満たしております。

　第５号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長
　それでは、第５号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

　＜　なし　　＞

○議長
　異議なしということで、第５号議案は、承認することとします。
　続いて８ページ第６号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」を議題とします。
　事務局から説明をお願いします。

○事務局
　１番鈴田　陰平町の農地、地目　畑、合計面積２，４６１㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。
　場所は、２ページ報告第２号　１番で説明した双方による合意解約されたところを引き継がれる予定です。
　申込者は農地法第２条第３項各号の要件を満たす農地所有適格法人であり、問題ないものと思われます。畑には小葱の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

○議長
　それでは、第６議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員
　ここは、○○と記載してありますけども、実績がずっとあるんですか。

○事務局
　実績があるところでございます。○○と関連があるところだと思います。

○委員

そういう施設でこれ借りることだから財産目的ではないでしょうけども、実際ここは二反半ばかりあるようですけどよく後の確認を、農業委員会として行っておいてください。

〇事務局
はい。わかりました。

〇議長
他に何かありませんか。

＜　なし　＞

〇議長
ご異議がないようですので、第６号議案については、支障のない旨を回答することとします。
次に、９ページ、報告第３号　「農地法第５条の規定による許可処分の取消願の件」、を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

〇事務局
９ページ、報告第３号　「農地法第５条の規定による許可処分の取消願の件」、
１番大村、東大村２丁目の農地、地目　畑、面積９９㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。
本件は、当該用地に杉苗を植林する予定で、平成１７年３月２４日に県の許可を得たものですが、資金調達の関係で植林ができなかったため、許可処分の取消しを行うものです。
なお、現状は竹林となっています。
事務局としては、土地登記簿の所有権移転もなされておらず、許可取消が適当であると判断し、農業委員会会長専決にて県あて進達し、令和２年４月９日付けで承認されていることを報告します。

〇議長
それでは、報告第３号について、何かご質問はありませんか。

＜　なし　＞

〇議長
質問がありませんので、以上をもちまして、本日の議事を終了します。